

大川広域消防本部（署）査察規程実施要領

〔平成28年 7月19日〕
要領 第 2 号

改正 令和 2年 7月 1日要領第 1号

(総則)

第1条 この要領は、大川広域消防本部（署）査察規程（平成28年大川広域行政組合訓令第6号。以下「規程」という。）に基づく、査察の執行及び火災の予防に関する違反処理その他防火指導に関し、必要な要領を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領における、用語の意義は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 重大違反對象物 法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項に基づく条例で定める技術上の基準にしたがって屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、当該消防用設備等の設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置のもの又は機能に重大な支障があるものをいう。
 - (2) 機能に重大な支障があるもの 機能程度が著しく、本来の機能が損なわれているものをいう。
- (消防長による査察の支援)

第3条 規程第4条第2項に規定する消防長が査察の支援を行う「必要があると認めるとき」とは、査察対象物が次のいずれかに該当し、早期是正のため消防長が査察を支援する必要があると認める場合とする。

- (1) 特定防火対象物のうち重大違反對象物に該当するもの
 - (2) 建築構造等3項目（建築構造、防火区画、階段）への適合性のない対象物における消防法令の継続した同一事項の違反があるなど危険性・悪質性が高いもの
 - (3) 前2号のほか、人命危険が高いものとして、消防長が指定するもの
- (査察員の指定)

第4条 規程第8条に規定する「あらかじめ査察員として指定するもの」とは、次の各号に定める査察対象物の区分に応じ、当該各号に定める職員を査察員として指定するものとする。ただし、消防長等が認める場合は、この限りでない。

- (1) 以下に掲げる査察対象物については、規程第2条第8号に規定する違反処理員とする。
 - ア 特定防火対象物のうち重大違反對象物に該当するもの
 - イ 建築構造等3項目（建築構造、防火区画、階段）への適合性のない対象物における消防法令の継続した同一事項の違反のあるもの
 - ウ 大川広域行政組合規約（昭和45年規約第1号。以下「規約」という。）第3条第12号に基づくガス事業法（昭和29年法律第51号。以下このウにおいて「法」という。）に基づく次に掲げる事務
 - (ア) 法第46条第1項の規定による報告徴収
 - (イ) 法第47条第1項の規定による立入検査

- (ウ) 法第47条の2第1項の規定による命令
 - エ 規約第3条第13号に基づく電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下このエにおいて「法」という。）に基づく次に掲げる事務
 - (ア) 法第45条第1項の規定による報告徴収
 - (イ) 法第46条第1項の規定による立入検査等
 - (ウ) 法第46条の2第1項の規定による命令
 - オ 規約第3条第14号に基づく液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下このオにおいて「法」という。）に基づく次に掲げる事務
 - (ア) 法第16条の2第2項の規定による命令（(イ)の届出に係るものに限る。）
 - (イ) 法第38条の3の規定による届出の受理
 - (ウ) 法第82条第1項の規定による報告徴収
 - (エ) 法第83条第3項の規定による立入検査等（(イ)の届出に係るものに限る。）
 - (オ) 法第83条の2第1項の規定による命令
 - カ その他消防長が必要があると認めたもの
- (2) 前号の査察対象物以外の査察対象物については、規程第2条第7号に規定する職員とする。
（査察員の派遣）

第5条 規程第10条第2項に規定する査察業務の執行にあたり「必要があると認めたとき」とは、消防署に配置された人員のみでは査察の適正な執行の確保が困難である場合として、次のいずれかに該当する場合で、署長から査察員の派遣要請があり、消防長は必要があると認めたときは、査察員を派遣するものとする。

- (1) 特に大規模な人的又は物的被害を伴う社会的に大きな影響を与える火災が発生したことを受け、類似する防火対象物に対して緊急に査察を実施する必要がある場合で、当該防火対象物が一部の消防署の管轄区域内に偏在している場合
- (2) 繁華街に対して一斉に査察を実施する場合
- (3) 違対象物の早期是正のため、必要な知識・技術を有する査察員の派遣が必要であると認められる場合

（関係行政機関との連携）

第6条 規程第11条第1項に規定する違反については、次の各号に掲げる者に報告するとともに、通知しなければならない。

- (1) 消防長は、法第13条の2第5項に規定する違反事案が発生したときは、危険物取扱者違反処理報告書（様式第1号）を作成し、当該違反者が交付を受けている免状の写し及び違反時の状況を具体的かつ明確に記載した書類を添付して違反地を管轄する都道府県知事（以下「香川県知事」という。）に報告するとともに、当該違反者に対して違反事項通知書（様式第2号）を送達するものとする。
- (2) 消防長は、法第17条の7第2項において準用する法第13条の2第5項に規定する違反事案が発生したときは、消防設備士違反処理報告書（様式第1号の2）を作成し、当該違反者が交付を受けている免状の写し及び違反時の状況を具体的かつ明確に記載した書類を添付して香川県知事に報告するとともに、当該違反者に対して違反事項通知書（様式第2号の2）を送達するものとする。

（執行方針及び計画）

第7条 規程第12条第1項に規定する「執行方針」は、火災予防上の対応の必要性の高い防火対象物を重点的に立入検査するため、立入検査の優先順位を明確化し、査察対象物の用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性のほか、次の各号に掲げる事項を考慮すること。また、予防行政上の必要性から判断し、長期間立入検査が未実施となる査察対象物が生じないよう火災危険等に応じた立入検査の実施頻度についても考慮すること。

- (1) 過去の立入検査指摘事項の改修状況及び点検結果報告等の自主管理の実施状況
- (2) 火災が発生した場合の人命危険や社会的影響の度合い
- (3) 気候風土等による予防行政需要の地域特性
- (4) 建築基準法令（建築構造、防火区画、階段等）の適合状況
- (5) その他火災予防上の必要性等

2 規程第12条第2項に規定する立入検査実施計画においては、年間の立入検査実施（予定）防火対象物数のみを定めるのではなく、計画段階において、具体的な防火対象物名等を特定しておく必要があること。

（執行状況の報告）

第8条 規程第13条第1項の報告は、次の各号に定める報告事項の区分に応じ、当該各号に定める頻度で実施するものとする。

- (1) 立入検査実施状況 毎月
- (2) 次項各号に定める防火対象物以外の防火対象物のうち、立入検査において指摘した違反事項が是正されていないものに係る指導状況 四半期ごと

2 前項の規定にかかわらず、署長等は、次のいずれかに該当する違反対象物を覚知したとは、速やかに消防長に報告するものとする。

- (1) 特定防火対象物のうち重大違反対象物に該当するもの
- (2) 建築構造等3項目（建築構造、防火区画、階段）への適合性のない対象物における消防法令の継続した同一事項の違反のあるもの
- (3) 前2号のほか、人命危険が高いものとして、消防長が特に必要があると認めるもの

3 前2項に定める報告については、別に定める様式及び方法により行うものとする。

（執行方針及び査察の執行体制の見直し）

第9条 規程第14条に規定する査察の執行状況を管理し、執行方針及び査察の執行体制の見直しを行うために、査察執行管理会議を設置する。

2 査察執行管理会議は、以下を所掌するものとする。

- (1) 査察の執行状況に関すること
- (2) 執行方針の立案に関すること
- (3) 査察の執行体制の見直しに関すること
- (4) その他

ア 違反対象物への是正指導の停滞の解消に関すること

イ 違反処理への移行に関すること

ウ 違反処理の留保に関すること

3 前項の構成員は、以下のとおりとする。

- (1) 消防長
 - (2) 署長及び副署長
 - (3) 予防課長
- （事前準備）

第10条 規程第16条に規定する「別に定める事項」については、次のとおりとする。

- (1) 前回の立入検査で指摘した事項等の改修状況
 - (2) 防火対象物及び消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る点検報告状況
 - (3) 消防計画又は予防規程の作成状況
 - (4) 建築物についての増改築及び用途変更に伴う法令の適用状況
 - (5) 建築同意時における指導事項
 - (6) 法令の特例適用及び経過措置適用の有無
 - (7) 過去における火災発生の有無
 - (8) 立入検査に要する人員及び時間
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、立入検査執行上必要な事項
- （立入検査の留意点）

第11条 法令上は事前の通知を必要としないが、相手方の個人の生活、経済活動の自由等への関与の程度と火災予防上の必要性を比較し、事前に通知するかどうかを検討する。

- (1) 立入検査を実施するに当たり、次の場合など、できる限り事前の通知を実施し、相手方と日程調整を行うこと。
 - ア 既に把握している違反事実の改修指導で立入検査の相手方と面談する必要があるとき。
 - イ 消防対象物の位置、構造等について正確な情報の入手、検査実施時の安全確保等の観点から立入検査の相手方の立会を求める必要があるとき。
- (2) 過去の違反状況等を勘案し、事前に通知しては効果的な立入検査が実施できないおそれがある次の場合は、事前通知は実施しない。ただし、事前の通知を行わない抜き打ち検査を繰り返して関係者の営業活動等を阻害することのないよう配慮すること。
 - ア 階段部分への物件存置や自動火災報知設備のベル停止など、事前に通知すると、一時的に是正され、防火対象物の法令違反の実態が正確に把握できないおそれのある場合
 - イ 法令違反があることの通知を受けて立入検査を行う場合
 - ウ 事前通知を行う相手方の特定が困難な場合
- 2 立入検査の実施については、相手方の個人の生活、経済活動の自由等への関与の程度と、立入検査実施の火災予防上の必要性を比較し、極力必要最小限度の関与となるよう、基本的に日中又は営業時間内等に立入検査を行うことが望ましい。しかし、法令上は立入検査の時間的制限がなくなることから、これまで立入検査を実施することができなかった時間帯においても、実施することが可能であること。
- 3 個人の住居に立ち入る場合は、関係者の承諾を得ること。個人の住居とは、私生活の営まれる場としての個人の住いをいい、共同住宅の居室、個人専用住宅等が該当する。この他、旅館、病院、老人福祉施設等の立入検査の際、個人の専用部分となっている場所については配慮する必要があること。
- 4 関係者又はその代理人、使用人その他の従業員等から請求のあったときは別に定める立入検査

証票（以下「証票」という。）を提示する。証票は立入検査権を有する消防職員であることを示すものであり、証票の提示請求があった場合において、これを提示しないときは、正当な権限行使とみなされない。証票の提示は、その目的から1回の立入りにつき提示請求権を有する最初の請求者にすればよいこと。

（立入の拒否等）

第12条 法第4条及び第16条の5に規定する立入検査権は、罰則によってその実効性が担保されているが、相手方が拒否した場合に、その抵抗を排除してまで行使することはできないこと。

2 拒否等する理由が次に該当するときは、正当な理由と認められる場合があり、正当と認められる理由以外で拒否等するときは、告発により対応すること。

(1) 立入りにつき、関係者の承諾を得なければならない場合にこれを怠ったとき。

(2) 立入りにつき、関係のある者から証票の提示を求められているにもかかわらず、検査員が提示しなかったとき。

(3) 業務多忙を理由に相手方が立入検査の時期について具体的な変更を要請したうえで拒否するとき。

3 立入を拒否等された場合の対応は、次のことに留意して、拒否する原因の把握、立入検査を拒否等した者の確認等、可能な限り資料収集を行うなど客観的情報の把握に努める。併せて、立入検査の要旨について行った検査員の説明内容を記録しておくこと。

(1) 立入りを拒否等された場合は、拒否等の理由を確認すること。

(2) 説得しても拒否等された場合は期日を改め出向すること。

(3) 相手方からの暴行、脅迫などを受けた場合は、速やかに上司に連絡するが、危害をくわえられたときなど緊急の場合は、警察に通報するなど適正な措置を講じ、証拠の確保を図ること。

（検査の着眼項目）

第13条 規程第17条に規定する「別に定める立入検査記録表」は立入検査記録表（様式第3号）及び危険物立入検査結果記録表（様式第5号）は、立入検査に活用するとともに査察対象物の関係者に対して、立入検査結果として通知に活用することも可能とする。

（立入検査の記録）

第14条 立入検査の記録は、次の区分により記録するものとするほか必要な図書を添付するものとする。

(1) 規程別表第1第1種査察対象物1及び2、第2種査察対象物1並びに第3種査察対象物1及び2については、立入検査台帳（様式第4号）に記録するものとする。

(2) 規程別表第1第1種査察対象物3及び第2種査察対象物2については、危険物立入検査結果記録表（様式第5号）及び危険物施設台帳（様式第6号）に記録するものとする。

（改修報告書の提出）

第15条 規程第22条の改修報告書の提出期限は、原則として1ヶ月以内とする。

2 前項に関わらず、火災予防上必要であると認める場合は、提出期限を短縮することができるものとする。

3 権原を有する者から提出された改修報告書は、是正内容が法令基準に沿って適切なものかを確認し、内容に具体性がない場合や不明な点がある場合、法令違反の是正又は火災危険等の排除を行う期限が適切でない場合にあつては、報告書内容の修正等を指導するものとする。

（違反処理への移行）

第16条 違反処理に移行すべき一定の要件に該当した場合は、躊躇することなく違反処理に移行し、特に人命危険等が高いものを優先し、時期を失することなく厳格に違反処理を行う必要があること。また、次項に該当し違反処理を留保する場合は、当該違反の態様、危険性、緊急性、比例原則との均衡などについて十分な検討を行い、その説明責任や、消防機関側の権限不行使を理由とする損害賠償請求等の可能性等についても考慮しておく必要があること。

2 規程第23条に規定する「違反処理を留保すべき特段の事情があると認める場合」とは、次のいずれかの場合とする。

- (1) 都市計画法等により、違反建物の取り壊し又は移転等の工事が具体化している場合
- (2) 違反建物の所有権等の権利関係について係争中であり、違反処理の名あて人が特定できない場合
- (3) 前2号のほか社会通念上違反処理を留保すべき特段の事情がある場合

3 署長等は、違反対象物が規程第23条ただし書きの規定に該当するものとして、違反処理を留保する場合は、その旨を消防長に報告しなければならない。

（違反調査）

第17条 規程第31条に規定する違反調査の目的は、違反事実、違反者の氏名、違反発生場所、違反対象物の用途、規模、構造、収容人員、違反内容、適用法条などについて確認し、又は、違反施設の位置、構造及び設備、危険物の貯蔵及び取扱いなどについて確認し、違反の全容を解明し、違反事実を特定することである。

違反調査には、法第4条に定める資料提出命令権、報告徴収権及び立入検査権に基づく質問・検査による場合又は、法第16条の5に定められる立入検査権、資料提出命令権、報告徴収権及び危険物収去権による場合と、法第35条の13に定める照会による場合などがある。

2 規程第31条第3項に規定する実況見分調書の作成にあたり、次の事項に留意すること。

- (1) 実況見分調書は、違反現場に出向し見分を行った者が作成する。
- (2) 見分により確認した状況と違反法令とのかかわりを十分に把握し、違反に関する重要な情報は詳しく、その他の情報は必要な部分を記載する。
- (3) 見分者は事実をありのままに記載し、意見や憶測は記載せず、主観の入っている修飾語（かなり、比較的、大変等）を使用しないようにする。
- (4) 見分を実施していく中で立会人に説明を求める場合、その説明が物の位置、形状等を客観的に述べるものであれば調書に記載することが出来る。
- (5) 実況見分の信憑性を確保するため、関係のある者の立会い状況を写真撮影しておく。

（質問調書）

第18条 規程第32条に規定する質問調書は、供述内容が命令執行上重要な証拠となると認めた場合、告発を行う場合、違反者を特定し、違反事実や情状等を明らかにする必要がある場合に、その裏付として作成する。

2 質問調書の作成にあたり、次の事項に留意すること。

- (1) 違反事項を把握するとともに、適用法令を確認し、違反が成立するにはどのような点を質問をしたらよいかあらかじめ質問すべき事項を検討しておくこと。
- (2) 任意性を高めるため、否定した事実も記載すること。

- (3) 不十分な答弁又は矛盾する答弁には、補完質問をして事実関係の特定に努めること。
(違反処理基準の適用等)

第19条 規程第33条第2項に規定する「違反処理を留保することができる。」とは、第16条第2項各号を準用する。

(警告書の交付)

第20条 規程第34条に規定する警告書の交付は、名あて人に直接交付し、受領書を求めること。ただし、名あて人に直接交付できない場合は次のいずれかの方法によること。

- (1) 名あて人の住所、居所、営業所又は事務所等において名あて人が不在の場合は、名あて人と相当の関係のある者（名あて人の従業者若しくは配偶者又は防火管理者等）が警告書の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に警告書交付することができる。この場合、交付した者に受領書を求めること。
- (2) 直接交付できない場合で、名あて人に異議がないときは、就業場所にその書類を置いておくことのでかえることができる。この場合、後日、名あて人から受領書を求めること。
- (3) 配達証明郵便（必要に応じ配達証明付き内容証明郵便）により送達すること。

(事前手続)

第21条 規程第35条に規定する事前手続は、行政庁が法令に基づき、特定の者を名あて人として義務を課したり、権利を制限する不利益処分を行う場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）の適用を受け、処分を受ける者に対して聴聞又は弁明の機会を与え、その手続を経た後でなければ処分を行うことはできない。

2 行政手続法第13条第2項に掲げる場合には、不利益処分の内容により、聴聞・弁明の機会が不要な場合は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、意見陳述のための手続（聴聞・弁明の機会の付与）を執ることができないとき。
- (2) 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合には、必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証明する当該命令権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。
- (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして行政手続法施行令（平成6年政令第265号）第2条各号に定められている次の処分をしようとするとき。
- ア 法令の規定により交付した証明書類（旅券、運転免許証、国民健康保険証等）の記載事項を訂正するためのその提出を命じる処分及び訂正に代えて新たな証明書類を交付するため

に既に交付した証明書類の返納を命じる処分

イ 法令の規定に従い、届出に際して提出が義務付けられている書類が法令に定められた要件に適合することとなるように訂正する処分

（命令）

第22条 規程第36条に規定する命令の措置をとるべき命令の主体は別表により確認すること。

2 命令書の交付は、名あて人に直接交付し、受領書を求めること。なお、口頭による場合は、原則として、事後に命令書を交付し、受領書を求めること。（この場合の命令書の日付は、当該命令を発動した日付とすること。）ただし、手交できない場合は次のいずれかの方法によること。

(1) 名あて人の住所、居所、営業所又は事務所等において名あて人が不在の場合は、名あて人と相当の関係のある者（名あて人の従業者若しくは配偶者又は防火管理者等）が命令書の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に命令書を交付することができる。この場合、交付した者に受領書を求めること。

(2) 直接交付できない場合で、名あて人に異議がないときは、就業場所にその書類を置いておくことのでかえることができる。この場合、後日、名あて人から受領書を求めること。

(3) 配達証明付き内容証明郵便により送達すること。

（公示）

第23条 規程第42条に規定する「その他別に定める方法により公示」とは、次の各号に掲げるものとする。ただし、公示方法の選択については、個々の違反の態様と程度に照らし、違反程度の重大なものなどについては、標識を設置するなど、適切な方法を選択すること。

(1) 大川広域消防本部及び各署での掲示

(2) 大川広域消防本部ホームページへの掲載

2 標識の設置に際して、標識を設置することで公示により周知されるべき第三者が得られる利益と、当該標識の設置場所について権原を有する者が被る損害を比較衡量したうえで、妥当な場所に設置すること。

3 設置された標識を損壊した者には、公用文書等毀棄罪又は軽犯罪法が、暴行又は脅迫を加えて標識の設置を拒み又は妨げた者には公務執行妨害罪が適用される可能性があるので、行為者に対しては告訴・告発で対応すること。

（補則）

第24条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（令和2年7月1日要領第1号）

（施行期日）

1 この要領は、決裁の日から施行し、この要領による改正後の大川広域消防本部（署）査察規程実施要領の規定は、令和2年6月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の大川広域消防本部（署）査察規程実施要領の規定を適用する場合において、改正前の大川広域消防本部（署）査察規程実施要領第4条第1号ウ、エ及びオの規定に基づいて指定された違反処理員は、改正後の大川広域消防本部（署）査察規程実施要領第4条第1号ウ、エ及びオ

の規定に基づいて指定された違反処理員とみなす。

別表（第22条関係）

命令条文 (命令の主体)	命令要件		名あて人	命令違反に対する罰則	
法第3条第1項 屋外の火災予防措置命令 (消防長・消防吏員)	屋外において	火災の予防に危険であると認める	行為	行為者	30万以下の罰金・拘留 (法第44条第1号) 両罰：本条の罰金 (法第45条第3号)
消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める		物件	所有者、管理者、占有者で権原を有する者		
法第4条第1項 資料提出命令報告徴収 (消防長)	火災予防のために必要があるとき		関係者	30万以下の罰金・拘留 (法第44条第2号)	
法第5条第1項 防火対象物に対する措置命令 (改修・移転・除去等) (消防長)	防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について	火災の予防に危険であると認める場合 (a)	権原を有する関係者（特に緊急の必要がある場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者）		2年以下の懲役・200万円以下の罰金 (法第39条の3の2第1項) 両罰：1億円以下の罰金 (法第45条第1号)
消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合 (b)					
火災が発生したならば人命に危険であると認める場合 (c)					
その他火災の予防上必要があると認める場合					

命令条文 (命令の主体)	命令要件			名あて人	命令違反に対する罰則	
法第5条の2第1項 防火対象物に対する措置命令 (使用禁止・停止・制限等) (消防長)	第1号	第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず	措置が履行されず	引き続き(a)・(b)・(c)である場合	3年以下の懲役・300万円以下の罰金 (法第39条の2の2第1項) 両罰：1億円以下の罰金 (法第45条第1号)	
		措置が履行されても十分でなく	履行期限が付されている場合は、当該期限までに完了する見込みがなく			
	第2号	第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2第5項若しくは第6項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令によっては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合				

命令条文 (命令の主体)	命令要件		名あて人	命令違反に対する罰則
法第5条の3第1項 防火対象物に対する措置命令 (消防長・消防吏員)	防火対象物において	火災の予防に危険であると認める	行為 行為者	1年以下の懲役・100万円以下の罰金 (法第41条第1項第1号) 両罰：本条の罰金 (法第45条第3号)
消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める		物件 物件の所有者、管理者、占有者で権原を有する者（特に緊急の必要があると認める場合には、当該物件の所有者、管理者、占有者又は当該防火対象物の関係者)		
法第8条第3項 防火管理者選任命令 (消防長)	①防火管理者を選任すべき防火対象物であること。 ②防火管理者が定められていないこと。		防火対象物の管理について権原を有する者	6月以下の懲役・50万円以下の罰金 (法第42条第1項第1号) 両罰：本条の罰金 (法第45条第3号)
法第8条第4項 防火管理業務適正執行命令 (消防長)	①防火管理者を選任すべき防火対象物であること。 ②防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務(法第8条第1項の業務)が法令の規定又は消防計画に従って行われていないこと。		防火対象物の管理について権原を有する者	1年以下の懲役・100万円以下の罰金 (法第41条第1項第2号) 両罰：本条の罰金 (法第45条第3号)

命令条文 (命令の主体)	命令要件	名あて人	命令違反に対する罰則
法第8条の2第5項 統括防火管理者選任命令 (消防長)	①統括防火管理者を選任すべき防火対象物であること。 ②統括防火管理者が定められていないこと。	防火対象物の管理について権原を有する者	なし
法第8条の2第6項 統括防火管理業務適正執行命令 (消防長)	①統括防火管理者を選任すべき防火対象物であること。 ②統括防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務(法第8条の2第1項の業務)が、法令の規定又は全体についての消防計画に従って行われていないこと。	防火対象物の管理について権原を有する者	なし
法第8条の2の2第4項 防火対象物点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令 (消防長)	①防火対象物点検報告義務対象物であること。 ②防火対象物点検資格者により点検対象事項が基準に適合していると認められていないにもかかわらず、第8条の2の2第2項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされていること。	防火対象物の関係者で権原を有する者	30万円の罰金・拘留 (法第44条第17号)
法第8条の2の3第8項において準用する法第8条の2の2第4項 防火対象物点検の特例認定の表示にかかる虚偽表示除去・消印命令 (消防長)	①防火対象物点検報告義務対象物であること。 ②防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされていること。	防火対象物の関係者で権原を有する者	30万円の罰金・拘留 (法第44条第17号)
法第8条の2の5第3項 自衛消防組織設置命令 (消防長)	①自衛消防組織を置くべき防火対象物であること。 ②前①自衛消防組織が置かれていないこと。	防火対象物管理について権原を有する者	なし

命令条文 (命令の主体)	命令要件	名あて人	命令違反に対する罰則
法第17条の4第1項 又は第2項 消防用設備等又は特殊 消防用設備等の設置維 持命令 (消防長)	①学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨 店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火 対象物その他の防火対象物で政令で定め るものであること。 ②前①の防火対象物の関係者が、政令第3節 の設置及び維持の技術上の基準若しくは 法第17条第2項に基づく条例で定める 技術上の基準又は第17条第3項に規定 する特殊消防用設備等の設置及び維持に 関する計画に従って、消防用設備等又は特 殊消防用設備等を設置し、又は維持してい ないこと。	防火対象 物の関係 者で権原 を有する 者	・設置命令違反1年以下 の懲役・100万円以 下の罰金 (法第41条第1項第5 号) 両罰：3000万円以下 の罰金 (法第45条第2号) ・維持命令違反30万円 以下の罰金・拘留 (法第44条第12号) 両罰：本条の罰金 (法第45条第3号)
法第36条第1項にお いて準用する法第8条 第3項 防災管理者選任命令 (消防長)	①防災管理者を選任すべき建築物その他の 工作物であること。 ②防災管理者が定められていないこと。	防災管理 対象物の 管理につ いて権原 を有する 者	6月以下の懲役・50万 円以下の罰金 (法第42条第1項第1 号) 両罰：本条の罰金 (法第45条第3号)
法第36条第1項にお いて準用する法第8条 第4項 防災管理業務適正執行 命令 (消防長)	①防災管理者を選任すべき建築物その他の 工作物であること。 ②防災管理者の行うべき防災管理上必要な 業務(第36条において準用する第8条第 1項の業務)が、法令の規定又は防災管理 者に係る消防計画に従って行われていな いこと。	防災管理 対象物の 管理につ いて権原 を有する 者	1年以下の懲役・100 万円以下の罰金 (第41条第1項第2 号) 両罰：本条の罰金 (法第45条第3号)

命令条文 (命令の主体)	命令要件	名あて人	命令違反に対する罰則
法第36条第1項において準用する法第8条の2第5項 統括防災管理者選任命令 (消防長)	①統括防災管理者を選任すべき建築物その他の工作物であること。 ②統括防災管理者が定められていないこと。	防災管理対象物の管理について権原を有する者	なし
法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項 統括防災管理業務適正執行命令 (消防長)	①統括防災管理者を選任すべき建築物その他の工作物であること。 ②防災管理者の行うべき防災管理上必要な業務(第36条において準用する第8条の2第1項の業務)が、法令の規定又は防災管理に係る全体についての消防計画に従って行われていないこと。	防災管理対象物の管理について権原を有する者	なし
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第4項 防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令 (消防長)	①防災管理点検報告義務対象物であること。 ②防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず、第36条第1項において準用する第8条の2の2第2項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされていること。	防災管理対象物の関係者で権原を有する者	30万円以下の罰金・拘留 (法第44条第17号)
法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第8項において準用する法第8条の2の2第4項 防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令 (消防長)	①防災管理点検報告義務対象物であること。 ②防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、第36条第1項において準用する第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されていること。	防災管理対象物の関係者で権原を有する者	30万円以下の罰金・拘留 (法第44条第17号)

命令条文 (命令の主体)	命令要件	名あて人	命令違反に対する罰則
<p>法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第4項</p> <p>防火対象物点検及び防災管理点検の表示に係る虚偽表示除去・消印命令 (消防長)</p>	<p>①防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であること。</p> <p>②防火対象物点検及び防災管理点検のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにも関わらず、第36条第3項の表示が付されている。あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されていること。</p>	<p>防火対象物(防災管理対象物)の関係者で権原を有する者</p>	<p>30万円以下の罰金・拘留 (法第44条第17号)</p>
<p>法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第4項</p> <p>防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令 (消防長)</p>	<p>①防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であること。</p> <p>②防火対象物点検の特例認定又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにも関わらず、第36条第4項の表示が付されている。あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されていること。</p>	<p>防火対象物(防災管理対象物)の関係者で権原を有する者</p>	<p>30万円以下の罰金・拘留 (法第44条第17号)</p>
<p>法第36条第5項において準用する法第8条の2の2第4項</p> <p>防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示除去・消印命令 (消防長)</p>	<p>①防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であること。</p> <p>②防火対象物点検の特例認定又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにも関わらず、第36条第4項の表示が付されている。あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されていること。</p>	<p>防火対象物(防災管理対象物)の関係者で権原を有する者</p>	<p>30万円以下の罰金・拘留 (法第44条第17号)</p>

危険物施設

命令条文 (命令の主体)	命令要件	名あて人	命令違反に対する罰則
法第11条の5第1項 危険物の貯蔵・取扱い基準遵守命令（移動タンク貯蔵所以外） （管理者）	製造所・貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。） 又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが法第10条第3項で定める技術上の基準に違反していると認めるとき	当該製造所、貯蔵所 又は取扱所の所有者、管理者 又は占有者	直接の罰則規定はなし （法第12条の2第2項の命令要件となる。）
法第11条の5第2項 危険物の貯蔵・取扱い基準遵守命令（移動タンク貯蔵所に限る。） （管理者）	管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、危険物の貯蔵又は取扱いが法第10条第3項で定める技術上の基準に違反していると認められるとき	当該移動タンク貯蔵所の所有者、管理者 又は占有者	直接の罰則規定はなし （法第12条の2第2項の命令要件となる。）
法第12条第2項 製造所等の位置、構造及び設備の基準適合命令 （管理者）	製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が法第10条第4項で定める技術上の基準に違反していると認めるとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者 又は占有者で権原を有する者	直接の罰則規定はなし （法第12条の2第1項の命令要件となる。）
法第12条の2第1項 製造所等の使用停止命令 （管理者）	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者 又は占有者が次の各号の一に該当するとき 1 法第11条第1項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき 2 法第11条第5項の規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき 3 法第12条第2項の規定による命令に違反したとき 4 法第14条の3第1項又は第2項の規定に違反したとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者 又は占有者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 （法第42条第1項第4号） 両罰：本条の罰金 （法第45条第3項）

命令条文 (命令の主体)	命令要件	名あて人	命令違反に対する罰則
法第12条の2第2項 製造所等の使用停止命令 (管理者)	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するとき 1 法第11条の5第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき 2 法第12条の7第1項の規定に違反したとき 3 法第13条第1項の規定に違反したとき 4 法第13条の24の規定による命令違反に違反したとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (法第42条第1項第4号) 両罰：本条の罰金 (法第45条第3項)
法第12条の3第1項 製造所等の緊急使用停止命令 (管理者)	公共の安全の維持又は災害の発生防止のため緊急の必要があると認めるとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (法第42条第1項第5号) 両罰：本条の罰金 (法第45条第3項)
法第13条の24第1項 危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令 (管理者)	危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることは公共の安全の維持若しくは災害発生の防止に支障を及ぼすおそれがあるとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	直接の罰則規定はなし (法第12条の2第2項の命令要件となる。)
法第14条の2第3項 予防規程変更命令 (管理者)	火災の予防のため必要があるとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (法第42条第1項第4号) 両罰：本条の罰金 (法第45条第3項)

命令条文 (命令の主体)	命令要件	名あて人	命令違反に対する罰則
法第16条の3第3項 危険物施設における応急措置命令（移動タンク貯蔵所以外） （管理者）	製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が法第16条の3第1項の応急の措置を講じていないと認めるとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 （法第42条第1項第9号） 両罰：本条の罰金 （法第45条第3項）
法第16条の3第4項 危険物施設における応急措置命令（移動タンク貯蔵所に限る。） （管理者）	管轄する区域ある移動タンク貯蔵所について、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が法第16条の3第1項の応急の措置を講じていないと認めるとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 （法第42条第1項第9号） 両罰：本条の罰金 （法第45条第3項）
法第16条の5 資料提出命令、報告徴収命令 （管理者）	火災の防止のため必要があるとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	30万円以下の罰金又は拘留 （法第44条第2号）
法第16条の6 無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令 （管理者）	指定数量以上の危険物を無許可で貯蔵し又は取り扱っている者に対して、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のため必要があるとき	無許可で危険物を貯蔵し又は取り扱った者（当該行為をさせた者等を含む。）	法第16条の6第2項に基づき代執行へ移行

様式第1号（第6条関係）

第 号
年 月 日

香川県知事 殿

大川広域行政組合
管理者



危険物取扱者違反処理報告書

違 反 者	本 籍	県				
	住 所					
	氏 名					
	免 状	種 類	類 別	交 付 年 月 日	交 付 番 号	交 付 知 事
		種	類	年 月 日	第 号	知 事
事 業 所 名 職 所 在 地						

- 1 違反年月日
- 2 違反場所
- 3 違反行為の概要
- 4 違反発見の端緒
- 5 違反条項及び違反点数（付加点数及びその理由）
- 6 その他参考事項
- 7 意見

(※1) 免状欄については、全ての種類の免状について記載すること。

(※2) 免状の写しを添付すること。

様式第1号の2（第6条関係）

第 号
年 月 日

香川県知事 殿

大川広域行政組合
管理者



消防設備士違反処理報告書

違	本 籍	県				
	住 所					
反	氏 名					
	免 状	種 類	指定区分	交 付 年 月 日	交付番号	交付知事
		種	類	年 月 日	第 号	知事
者	事業所名 職 名 所 在 地					

- 1 違反年月日
- 2 違反場所
- 3 違反行為の概要
- 4 違反発見の端緒
- 5 違反条項及び基礎点数
- 6 事故加点及び当該事故の概要
- 7 その他参考事項
- 8 意見

(※1) 免状欄については、全ての種類の免状について記載すること。

(※2) 免状の写しを添付すること。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

大川広域行政組合
管理者



違反事項通知書

あなたは、下記の消防法令違反があるので注意します。
なお、今後、危険物取扱者免状を交付した知事から返納命令を受けることがあります。

記

- 1 違反年月日 年 月 日
- 2 違反場所
- 3 違反行為の概要
- 4 違反事項

消防法第 条（ 違反）

様式第2号の2（第6条関係）

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

大川広域行政組合
管理者



違反事項通知書

あなたは、下記の消防法令違反があるので注意します。
なお、今後、消防用設備士免状を交付した知事から返納命令を受けることがあります。

記

- 1 違反年月日 年 月 日
- 2 違反場所
- 3 違反行為の概要
- 4 違反事項

消防法第 条（ 違反）

様式第3号（第13条関係）

立入検査記録表

名 称					立入年月日	年	月	日
立会者					立入実施者			
区	分	チェック	不 備 事 項 等				特記事項	
防 火 管 理 等	管理者・消防計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 未届出 <input type="checkbox"/> 未選任 <input type="checkbox"/> 未作成					
	避難・消火訓練	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 未報告 <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 回数不足					
	防災対象物品等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> カーテン <input type="checkbox"/> じゅうたん <input type="checkbox"/> 合板 <input type="checkbox"/> 一部違反					
	消防設備等点検報告	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 未報告 <input type="checkbox"/> 点検 <input type="checkbox"/> 未点検					
	防火対象物点検報告	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 未報告 <input type="checkbox"/> 点検 <input type="checkbox"/> 未点検					
	避難口	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 構造不適 <input type="checkbox"/> 避難障害 <input type="checkbox"/> 施錠					
	防火戸	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 構造不適 <input type="checkbox"/> 閉鎖障害					
消 防 用 設 備 等	階段、通路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 物品存置 <input type="checkbox"/> 避難障害 <input type="checkbox"/> 幅員不足					
	消火器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 不足 <input type="checkbox"/> 失効 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 標識無し					
	誘導灯	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 避難障害 <input type="checkbox"/> 不点灯 <input type="checkbox"/> 蓄電池不適 <input type="checkbox"/> 破損					
	非常警報・放送設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 未警戒 <input type="checkbox"/> 表示灯切れ <input type="checkbox"/> 失効 <input type="checkbox"/> 操作障害					
	自動火災報知設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 未警戒 <input type="checkbox"/> 表示灯切れ <input type="checkbox"/> 失効 <input type="checkbox"/> 操作障害					
	火災通報装置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 失効 <input type="checkbox"/> 操作障害					
	避難器具	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 位置不適 <input type="checkbox"/> 操作障害 <input type="checkbox"/> 失効 <input type="checkbox"/> 標識無し					
	屋内（外）消火栓設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 未警戒 <input type="checkbox"/> 操作障害 <input type="checkbox"/> 表示灯切れ <input type="checkbox"/> ホース不適 <input type="checkbox"/> 水量不足					
	スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 未警戒 <input type="checkbox"/> 操作障害 <input type="checkbox"/> 散水障害 <input type="checkbox"/> 水量不足					
	水噴霧消火設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 未警戒 <input type="checkbox"/> 操作障害 <input type="checkbox"/> 表示灯切れ					
条 例 関 係 等	連結送水管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 未設置 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> 操作障害					
		<input type="checkbox"/>						
		<input type="checkbox"/>						
	炉・ボイラー等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 未届出 <input type="checkbox"/> 構造不適 <input type="checkbox"/> 位置不適 <input type="checkbox"/> 消火器					
	少量危険物	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 未届出 <input type="checkbox"/> 防油堤 <input type="checkbox"/> 腐食等 <input type="checkbox"/> 標識、表示板無し <input type="checkbox"/> 消火器					
	指定可燃物等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 未届出 <input type="checkbox"/> 空地不足 <input type="checkbox"/> 内装不適 <input type="checkbox"/> 標識、表示板無し <input type="checkbox"/> 消火器					
	LPG等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 未届出 <input type="checkbox"/> 転倒防止 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> ガス漏れ警報器					
電気設備等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 未届出 <input type="checkbox"/> 位置不適 <input type="checkbox"/> 構造不適 <input type="checkbox"/> 燃料不足						
ネオン管灯設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> 未届出 <input type="checkbox"/> 構造不適						
	<input type="checkbox"/>							

※ チェック欄は事前に該当査察事項の□にレ印する。

※ 該当事項は□にレ印、防災対象物品「適」の場合は□に○印する。

立入検査関係法令

区 分		関 係 法 令
防 火 管 理 等	管理者・消防計画	法第8、法8条の2、法第36条、令第3、令4条、令47条、 令48条、則第3条
	避難・消火訓練	法第8・8条の2、令第4・4条の2、則第3・4条の2
	防災対象物品等	法第8条の3、令第4条の3、則第4条の3
	消防設備等点検報告	法第17条の3の3、則第31条の6
	防火対象物点検報告	法第8条の2の2、令第4条の2の2
	避難口	法第8条の2の4、令第4条の2の3、例第40条
	防火戸	法第8条の2の4、令第4条の2の3、例第41条
等	階段、通路	法第8条の2の4、令第4条の2の3、例第35・36・37・ 38条
消 防 用 設 備 等	消火器	法第17条、令第10条、則第6・7・9条
	誘導灯	法第17条、令第26条、則第28条の3
	非常警報・放送設備	法第17条、令第24条、則25条の2
	自動火災報知設備	法第17条、令第21条、則第23・24・24の2条
	火災通報装置	法第17条、令第23条、則第25条
	避難器具	法第17条、令第25条、則第27条
	屋内（外）消火栓設備	法第17条、令第11・19条、則第12・22条
	スプリンクラー設備	法第17条、令第12条、則第13～13の6・14条
	水噴霧消火設備等	法第17条、令第13・14・15・16・17・18条、則第 16・17・18・19・20・21条
	等	連結送水管
条 例 関 係 等	炉、ボイラー等	例第3～10の2・44条、例則第4条
	少量危険物	例第30～31の8・32・46条、例則第6条
	指定可燃物等	例第33・34・34の2・46条、例則第6条
	LPG等	法第9条の3、液則第18条第1項第2号
	電気設備等	法第17条、令第11～19条、例第11・12・13・44 条、例則第4条の2
	等	ネオン管灯設備

※ 消防法「法」、消防施行令「令」、消防施行規則「則」、火災予防条例「例」、火災予防条例規則「例則」、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則「液則」

署 長	所属長	予防係	作成者

様式第4号（第14条関係）

立 入 検 査 台 帳					大川広域消防本部・署 年 月 日立入		
所在地							
名 称							
所有者	住 所						
	氏 名						
管理者	住 所						
	氏 名						
用 途			敷地面積		m ²		
整理番号			延べ面積		m ²		
建築年月日			構 造				
階	用 途	床 面 積	無窓	内 装	収 容 人 員		
					従	住	他
備 考	立入検査実施者				計	人	

消 防 法	設備・危険物・防火管理・L P G等の届出等								
条 例 そ の 他	少量危険物・火気使用設備・関係法令等								
防 炎	カーテン等			じゅうたん等			合板等		
	済	全部又は 一部違反	使用 なし	済	全部又は 一部違反	使用 なし	済	全部又は 一部違反	使用 なし

様式第5号（第13条、第14条関係）

名 称		製造所等の別	
所 在 地		検 査 年 月 日	年 月 日
許可品名数量		検 査 者 氏 名	
設置基準区分	危令第 条第 項（危則第 条 第 項）	検 査 立 会 者	
不 備 欠 陥 事 項		不備欠陥箇所及び指示事項	
基本管理	許可・届出等・予防規程		
	危険物取扱者・保安監督者等		
	定期点検		
共通管理	許可届出以外の貯蔵等・火気使用等		
	人の出入り・危険物の廃棄・遮光、換気等		
	洩れ・あふれ・飛散・温湿度管理		
	変質等・容器・接触混合等による発火危険等		
	物件放置等		
貯蔵管理	同時貯蔵等・容器・貯蔵間隔・貯蔵方法等		
	弁の開閉等・防油堤の管理		
取扱管理	製造・詰替・消費		
	給油・配合		
距離・空地	保安距離・敷地内距離		
	保有空地・屋内空地・防火塀・区画等		
建築物等	建築物構造・延焼のおそれのある外壁等		
	窓・出入口・流出防止措置		
	採光・照明・換気設備・標識・掲示板		
タンク	基礎等・本体・通気管・注入口等		
	緩衝装置・漏洩検査管・油量自動表示装置		
タンク以外の取扱設備 機 器	地盤面・基礎架台・配管・ポンプ設備		
	弁等・安全装置・附属設備		
電気設備	電気設備・配線・静電気除去装置		
	避雷設備		
消火設備 等	第1・2・3・4・5種消火設備		
	警報設備・避難設備		
備 考			

様式第6号（第14条関係）

危険物施設台帳

施設区分（ ）

施設	所在地					
	基準区分	政令第 条 第 項（規則第 条 第 項）				
設置者	住所 名称 氏名					
管理者	住所 名称 氏名					
設置・変更許可 年月日		許可 番号	完成検査 年月日	完成検査番号	変更内容等	
類	品名	最大数量	倍数	危険物保安監督者	選・解任年月日	
					選	解
					選	
					解	
					選	
					解	
					選	
					解	
定期点検		要・不要		予防規程		要・不要
危険物施設保安員		要・不要		消火設備区分		著・困・他

